

第38号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年3月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

福祉医療費の助成の所得要件である市町村民税所得割額の算定に係る特例を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 6 第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）」については、第3条第1項第1号、第3号及び第4号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る

医療費の助成については，なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

福祉医療費の助成の所得要件である市町村民税所得割額の算定に係る特例を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

市町村民税の額の算定の特例（付則第6項関係）

次に掲げる者であって、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度の1月1日において、指定都市の区域内に住所を有したものに係る医療費の助成の所得要件である市町村民税所得割額（235,000円未満）の算定に当たっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例によることとする。

- (1) 幼児等及び子ども（1歳児から中学校3年生まで）の保護者又は幼児等及び子どもの扶養義務者
- (2) 障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者
- (3) 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者

3 施行期日等

- (1) 平成30年7月1日
- (2) 施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

地方税法抜粋

(指定都市の指定があつた場合等の道府県民税及び市町村民税の特例)

第737条の2 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市以外の市町村の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなす。

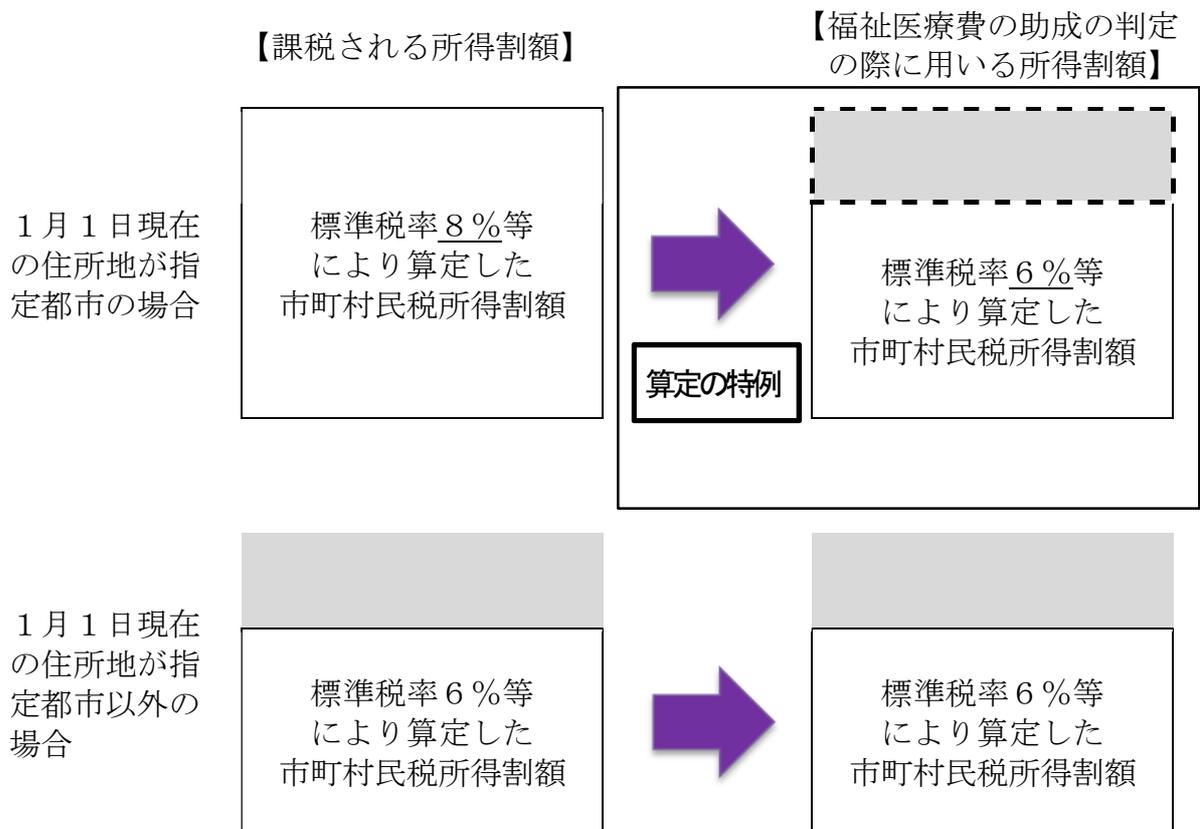
2 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該市町村の区域内に住所を有した者とみなす。

1 地方税法改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲による影響の回避

平成29年度税制改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲により、平成30年度分から1月1日（賦課期日）に指定都市に住所を有していた者については、市町村民税所得割の標準税率を8%（改正前は6%）とする等の地方税法の改正が行われた。

本市の福祉医療費の助成は、市町村民税所得割額（235,000円未満）により助成の可否を判定することとなっており、1月1日に指定都市に住所を有していた者が本市に転入した場合は、8%の標準税率等により算定された所得割額を用いて助成の可否を判定され、従前より本市に住所を有している者と比較して、不公平な取扱いが生じることとなる。

よって、1月1日の住所地にかかわらず、改正前の標準税率（6%）等に基づき助成の可否を判定するため、市町村民税の所得割額の算定の特例を設けることとする。



芦屋市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>付 則</p> <p>6 <u>第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第 314 条の 7 並びに同法附則第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。), 第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 7 条の 3 第 2 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)</u>」については、<u>第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前々年度)の 1 月 1 日において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第 737 条の 2 第 1 項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</u></p>	